

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 29 件政令第 276 号）

規制の名称：（ア）電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設（第 34 条第 1 項）  
（イ）建築施工管理に係る二級の技術検定の学科試験の種別の廃止  
（第 34 条第 3 項）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省不動産・建設経済局建設業課

評価実施時期：令和 5 年 1 月 6 日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（ア）について

事前評価時点（平成 29 年 10 月）では、情報通信分野での著しい技術の進歩やネットワークの複雑化を背景に、電気通信工事の完成高が今後も増加し、施工管理についても高度な知識・技術等が一層求められていく状況であった。電気通信工事の施工管理をつかさどる監理技術者の数が今後も減少を続けた場合にあっては、電気通信工事に係る技術者の不足が懸念され、建設業法の目的である「建設工事の適正な施工の確保」に関し、大いに支障をきたすおそれがあったところ、事前評価後から現在まで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

○ 電気通信工事の完成工事高

（単位：百万円）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
金額	1,341,097	1,411,680	1,456,254	1,392,421	1,426,081 (1,743,646※)	1,815,340※

※出典：建設工事施工統計調査（国土交通省）による。

※令和元年度分より、建設工事施工統計調査において、欠測値の補完が行われている。欠測値の補完とは、統計調査の調査票未提出業者において、建設業法に基づく経営事項審査を受けた業者については、審査結果に基づく工事完成高等により、代替標本としているものである。

（イ）について

事前評価時点では、建設業は他産業を上回る高齢化が進むなど、将来にわたって担い手を育成・確保していくことが最も重要な課題となっていたところ、事前評価後から現在まで、課題を

取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

○ 若年層（29歳以下）の建設業就業者数の推移

（単位：万人・％）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
就業者の総数	500	492	498	503	499	492	485
若年層の従業者数	54	56	55	56	58	58	58
若年層の占める割合	10.8	11.4	11.0	11.1	11.6	11.8	12.0

※総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出した数値に基づき記載。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

（ア）について

事前評価時点では、規制の改正がされなかった場合のベースラインとして、情報通信分野での著しい技術の進歩やネットワークの複雑化を背景に、電気通信工事の完成高が今後も増加し、施工管理についても高度な知識・技術等が一層求められていく状況であるところ、電気通信工事の施工管理をつかさどる監理技術者の数が今後も減少を続けた場合、電気通信工事に係る技術者の不足が懸念され、建設工事の適正かつ円滑な施工の確保に関して大いに支障をきたすおそれがあると想定しており、事前評価後から現在まで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

（イ）について

事前評価時点では、規制の改正がされなかった場合のベースラインとして、若年入職者の減少や他産業を上回る高齢化といった構造的な課題により、建設業従事者数の減少に拍車がかかり、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがあると想定しており、事前評価後から現在まで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

（ア）及び（イ）について

規制の事前評価後から現在まで、課題を取り巻く経済社会情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなかった。電気通信工事の適正かつ円滑な施工及び建設業における担い手の確保は極めて重要であることから、本規制緩和の合理性は、引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

（ア）について

事前評価時点において想定していた遵守費用である受検手数料は、第一次検定（学科試験）、第二次検定（実地試験）ともに、一級は 13,000 円、二級は 6,500 円であったが、現時点においても同様の金額である。

※事前評価時点では、技術検定は「『学科試験』と『実地試験』」に分けて実施していたところ、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）により、令和 3 年度から、「『第一次検定』と『第二次検定』」に分けて実施している。

（イ）について

事前評価時点において想定されていた遵守費用は特になく、現時点においてもその想定と乖離はない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

（ア）について

電気通信工事施工管理に係る技術検定については、指定試験機関が実施しているところであり、技術検定に係る行政費用については、事前評価時において、指定試験機関からの報告等に対する対応や実施計画等に関する委員会の開催等に関する業務の増加を想定していたところ、事後評価実施時点において乖離はない。具体的な費用の額については定量的に把握することは困難であるが、増加した事務は既存の体制で実施しているところであり、発生した行政費用は軽微であったと考えられる。

（イ）について

本規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

### ⑥ 効果（定量化）の把握

（ア）について

電気通信施工管理に係る技術検定が開始された令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間に於いて、検定の合格によって監理技術者の要件を満たすこととなる一級第二次検定の合格者数は約 8 千人（受検者数は 1.9 万人）であった。

電気通信工事施工管理に係る監理技術者資格者証保有者数は、技術検定が開始された令和元年度までは一貫して減少を続けていたところ、開始以降は一転して増加する傾向にあることから、監理技術者の増加に効果があったと考えられる。

○ 電気通信工事に係る一級・二級の第二次検定の受検者数及び合格者数

(単位：人)

区分 年度	一級第二次検定（監理技術者）	
	受検者数	合格者数
R 1	5,781	2,860
R 2	6,707	3,307
R 3	6,147	1,852
計	18,635	8,019

○ 電気通信工事に係る監理技術者資格者証保有者数の推移

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
保有者数	29,345	28,578	28,303	28,278	28,513	29,861	31,514

(イ) について

平成 29 年度において、建築施工管理に係る二級第一次検定のみを受検した 18 歳以下の受検者数は約 5 千人であったところ、令和 3 年度において受検者数は約 7 千人であったことから、若年層の受検者数の増加に効果があったと考えられる。

○ 建築施工管理に係る二級第一次検定を受検した 18 歳以下の受検者数

(単位：人)

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
受検者数	4,909	5,522	6,154	6,977	6,679

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

(ア) について

本規制緩和の効果について、金銭価値化することは困難である。

(イ) について

高校在学中に二級第一次検定に合格した者が入社後に別の検定種別を受検する必要が生じた場合において、再度第一次検定より受検し直していたために生じていた受検手数料 1 人あたり

5,400 円の遵守費用が削減されたと考えられ、⑥のとおり、令和3年度は約7千人が第一次検定のみを受検しており、同年度における遵守費用の削減効果は最大で約4千万円であったと考えられる。

約7千人（受検者数）×5,400円（第一次検定の受検手数料）＝約4千万円

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

（ア）及び（イ）について、副次的な影響及び波及的な影響は、特段見受けられなかった。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

（ア）について

電気通信工事の完成高に見られるように情報通信分野での著しい技術の進歩やネットワークの複雑化を背景に、施工管理について高度な知識・技術等が一層求められている状況であるところ、本規制緩和によって軽微な行政費用が生じていると考えられるものの、電気通信工事施工管理における監理技術者の要件を満たすこととなる一級第二次検定の合格者数は約8千人（受検者数は1.9万人）であり、監理技術者資格者証の保有者数も増加に転じたことを踏まえれば、電気通信工事の建設工事の適正かつ円滑な施工が図られていると考えられ、引き続き、本規制緩和を継続することが妥当である。

（イ）について

事後評価時点においても、建設業における担い手の育成・確保は極めて重要な課題であり、二級第一次検定の受検者数に大幅な増加が見られたことから、引き続き、本規制緩和を継続することが妥当である。